

西 条 市 長	高 橋 敏 明	殿
西 条 市 議 会 議 長	川 又 由 美 恵	殿
西 条 市 農 業 委 員 会 会 長	加 藤 茂	殿
西 条 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	梶 本 環	殿

西 条 市 監 査 委 員	日 野 徳 久
西 条 市 監 査 委 員	徳 増 竜 伍
西 条 市 監 査 委 員	高 橋 保

令 和 7 年 度 定 期 監 査 等 結 果 報 告 の 提 出 に つ い て

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに西条市監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに西条市監査基準第14条第1項及び第17条の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

## 1 監査を実施した時期

- (1) 実施期間 令和7年5月23日から令和7年6月30日まで
- (2) 聴取日 令和7年6月30日

## 2 監査の種類

定期監査等（財務監査、行政監査）

## 3 監査の対象

- ① 産業振興課                      ② 観光振興課                      ③ 消防本部・消防署                      ④ 議会事務局
- ⑤ 農業委員会事務局                      ⑥ 選挙管理委員会事務局

## 4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 予算の執行は適正な権限者が行いその手続は適正か。
- (3) 事務の執行は法令等に従って適正に行われ、違反するものはないか。
- (4) 事務の執行は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。

## 5 監査の範囲及び方法

主に令和6年度における予算の執行状況及び収入、支出、契約事務等が関係法令に基づき適正に行われているか等について、監査資料・関係帳簿の提出を求め審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

## 6 監査の結果

各監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令に準拠し、おおむね適正に処理されていた。監査の概要については、次のとおりである。

## 監 査 の 概 要

### 第 1 産業振興課

#### 1 主な事務事業

- |                              |                                   |
|------------------------------|-----------------------------------|
| (1) 産業振興施策の企画立案・推進に関する事。     | (14) エネルギーに関する事（他の所管に属するものを除く。）。  |
| (2) 商工業の振興に関する事。             | (15) 企業誘致の促進に関する事。                |
| (3) 商工団体の育成指導に関する事。          | (16) 工場適地調査に関する事。                 |
| (4) 小売商業の振興、中心市街地活性化に関する事。   | (17) 物産事業並びに物産資源の調査及び開発に関する事。     |
| (5) 労働団体、雇用対策・労働福祉に関する事。     | (18) 物産関係団体に関する事。                 |
| (6) 企業の金融相談及び融資制度に関する事。      | (19) 物産宣伝に関する事。                   |
| (7) 外国人技能実習生に関する事。           | (20) 西条産品のブランド化の推進に関する事。          |
| (8) 創業・新分野進出に係る支援に関する事。      | (21) 農商工連携に関する事。                  |
| (9) 企業情報の収集・発信、産業人材の育成に関する事。 | (22) 食料産業の振興に関する事。                |
| (10) 産業情報支援センターに関する事。        | (23) 食の創造館に関する事。                  |
| (11) 次世代ものづくり都市の構築に関する事。     | (24) 小松まちづくり開発センターに関する事。          |
| (12) 産学官の連携に関する事。            | (25) ひと・夢・未来創造拠点複合施設に関する事。        |
| (13) 知的財産に関する事。              | (26) ふるさと納税に関する事（他の所管に属するものを除く。）。 |

#### 2 職員の配置状況

令和 7 年 3 月末現在 17 人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1 人	産業政策係	6 人（内 1 人四国経済産業局派遣）
		企業立地・経営支援係	3 人
		産品販路開拓係	7 人（内 1 人愛媛県東京事務所派遣、2 人任用職員（パート月給））

#### 3 指摘事項等の概要（アは指摘事項、イはアに対する回答、ウは監査委員の意見を表す。以下、3 指摘事項等の概要において同じ。）

- (1) 産業廃棄物処理委託契約（旧小松まちづくり開発センター分）
- ア 実施伺いであるにもかかわらず、設計書等の作成もなく、契約書（案）が添付された回議書が作成されているが、適正な事務処理なのか。
- イ 随意契約の手续に沿った事務処理をすべきものであり、適正な事務処理とはいえない。
- ウ 事務手続に即した、適正な事務処理に努められたい。

### 第 2 観光振興課

#### 1 主な事務事業

- |                              |                                |
|------------------------------|--------------------------------|
| (1) 観光事業並びに観光資源の調査及び開発に関する事。 | (6) 観光イベントに関する事。               |
| (2) 観光宣伝及び観光客の誘致に関する事。       | (7) 四国西部エリア戦略型観光サービス創出事業に関する事。 |
| (3) 観光関係団体に関する事。             | (8) 国際交流に関する事。                 |
| (4) 自然公園に関する事。               | (9) 国際化に係る諸施策に関する事。            |
| (5) 観光施設等の整備及び統括管理に関する事。     |                                |

## 2 職員の配置状況

令和7年3月末現在21人、係別の配置状況は次のとおりである。

副部長兼課長	1人	観光推進係	5人（内1人任用職員(パート時給)）
副課長	1人	施設経営係	12人（内4人任用職員(パート月給)、4人任用職員(パート時給)、副課長含む。）
		国際交流係	3人（内1人任用職員(パート月給、国際交流員)）

## 3 指摘事項等の概要

### (1) 貸借業務関係全般

- ア 貸借契約書において、西条市契約規則で規定された遅延利息や損害金等についての条文が必要であると思われるが、なぜ、記載がないのか。
- イ 西条市契約規則の認識不足と前例踏襲による事務処理により、契約内容の確認が不十分であったことに起因する。
- ウ 関係法令等を確認の上、適正な契約書作成に努められたい。

## 第3 消防本部・消防署

### 1 主な事務事業

#### 総務課

- (1) 消防事務の企画調整に関する事。
- (2) 職員管理等に関する事。
- (3) 消防施設の整備及び維持管理に関する事。
- (4) 消防団関係事務に関する事。
- (5) 他の課に属しないこと。

#### 警防課

- (1) 警防計画に関する事。
- (2) 消防車両の整備及び更新に関する事。
- (3) 消防水利整備計画及び開発行為に関する事。
- (4) 水防計画に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- (5) 消防防災に関する事。
- (6) メディカルコントロール体制に関する事。
- (7) 救急医療機関及び救急関係団体との連絡調整に関する事。
- (8) 消防相互応援協定及び緊急消防援助隊に関する事。

#### 予防課

- (1) 火災予防の企画及び指導に関する事。
- (2) 防火団体等の事務及び育成指導に関する事。
- (3) 建築確認等の同意に関する事。
- (4) 消防用設備等の指導及び検査に関する事。
- (5) 防火管理者の資格講習及び指導に関する事。
- (6) 危険物の規制及び管理調査に関する事。
- (7) 火薬事務に関する事。
- (8) 火災の調査及び報告に関する事。
- (9) 危険物等の安全管理に関する事。
- (10) 防火対象物の査察及び指導に関する事。
- (11) 消防法令違反対象物の違反処理に関する事。

#### 指令課

- (1) 出動指令に関する事。
- (2) 気象観測事務に関する事。
- (3) 警報等の受理及び伝達に関する事。
- (4) 通信指令システムの整備及び保守管理に関する事。
- (5) 無線局運用の適正化に関する事。

#### 消防署

- (1) 災害活動に関する事。
- (2) 火災予防運動に関する事。
- (3) 各種消防クラブの指導育成に関する事。
- (4) 自衛消防隊の指導に関する事。
- (5) 応急手当の普及啓発に関する事。
- (6) 水防活動に関する事。
- (7) その他、消防業務に関する事。

## 2 職員の配置状況

令和7年3月末現在153人、係別の配置状況は次のとおりである。

消防長 1人

総務課長	1人	総務係	4人
予防課長	1人	消防団係	4人
		予防係	2人
		危険物係	2人
次長兼警防課長	1人	消防設備指導係	2人
通信指令課長	1人	警防係	3人
		第1通信指令係	3人
		第2通信指令係	3人
		第3通信指令係	3人

次長兼東消防署長 1人

副署長（1部担当）	1人	副署長（2部担当）	1人	副署長（3部担当）	1人
（1部）第1消防庶務係長	1人	（2部）第2消防庶務係長	1人	（3部）第3消防庶務係長	1人
第1消防予防係長	1人	第2消防予防係長	1人	第3消防予防係長	1人
第1消防装備係長	1人	第2消防装備係長	1人	第3消防装備係長	1人
第1救急救助係長	1人	第2救急救助係長	1人	第3救急救助係長	1人
隊員	15人	隊員	15人	隊員	15人
次長兼西消防署長	1人				
主幹兼副署長（1部担当）	1人	副署長（2部担当）	1人	副署長（3部担当）	1人
（1部）第1消防庶務係長	1人	（2部）第2消防庶務係長	1人	（3部）第3消防庶務係長	1人
第1消防予防係長	1人	第2消防予防係長	1人	第3消防予防係長	1人
第1消防装備係長	1人	第2消防装備係長	1人	第3消防装備係長	1人
第1救急救助係長	1人	第2救急救助係長	1人	第3救急救助係長	1人
隊員	15人（専門員1人含む。）	隊員	15人	隊員	15人

## 3 指摘事項等の概要

### (1) 西条市消防団運営交付金

- ア 備品消耗品等購入費決算額が800,000円となっている。備品の購入があったのであれば、どのような備品を購入しているのか。  
 イ 廃棄ホース用のホース切断機、観閲式の立て看板（更新）、団員用長靴、編上げ靴、防火標語短冊を購入している。

### (2) 東消防署 はしご車保守点検業務

- ア 契約伺い時に見積書が綴られていない。提出はあったのか。  
 イ 一連の契約書類以外で保管していた。  
 ウ 一連の契約事務において、文言誤りや記載漏れ等、関係書類の不備が散見された。マニュアル等の再確認により、適正な事務処理に努められたい。

### (3) 壬生川地区消火栓樹修繕業務

- ア 業務の着手については、西条市契約規則で契約の締結日から5日以内に着手しなければならないと規定されている。当該業務については、5日以内の着手となっていない。  
 イ 本工事に係る部品の調達に契約後直ちに着手しており、業務は適正に実施されていた。部品調達を着手と捉えていなかったため、提出が遅れたものである。  
 ウ 適切に届出がなされるよう、請負業者等への指導や周知を徹底されたい。

## 第4 議会事務局

### 1 主な事務事業

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 儀式及び交際に関する事。
- (3) 議会費予算及び経理に関する事。
- (4) 議員の議員報酬及び費用弁償に関する事。
- (5) 議員共済に関する事。
- (6) 議員の身分に関する事。
- (7) 職員の人事に関する事。
- (8) 旅行命令及び旅費の計算に関する事。
- (9) 物品の出納及び保管に関する事。
- (10) 文書の收受、発送及び保管に関する事。
- (11) 議場その他議会各室の管理に関する事。
- (12) 各種資料の収集及び整備に関する事。
- (13) 調査事項の照会及び回答に関する事。
- (14) 議会図書に関する事。
- (15) 関係法規の調査研究に関する事。
- (16) 議会報に関する事。
- (17) 本会議、委員会及び協議会に関する事。
- (18) 議決事件の処理に関する事。
- (19) 会議録の調製及び保管に関する事。
- (20) 請願書及び陳情書に関する事。
- (21) 議員の提出議案及び意見書に関する事。
- (22) 発言通告に関する事。
- (23) 議事日程及び諸般の報告に関する事。
- (24) 議員の出欠席に関する事。
- (25) 議会の傍聴に関する事。

### 2 職員の配置状況

令和7年3月末現在10人、係別の配置状況は次のとおりである。

事務局長	1人	議事課長	1人	副課長	2人	調査広報係	3人（内1人任用職員(パート月給)、副課長1人含む。）
						議事係	5人（副課長1人含む。）

### 3 指摘事項等の概要

#### (1) 議会運営委員会行政視察に係る貸切バス借上業務

ア 4月10日付け入札書に、4月8日にFax送信された内訳書が添付されているが、どういうことか。

イ 入札執行通知書類を送付後、業者から設計書様式の再送付を依頼されたため、ファクシミリで提供した。業者側が、受信したファクシミリの通信記録の表示のある用紙に設計金額を記入し、入札書とともに提出されたものである。

ウ 入札事務に疑義の生じることのないよう、適正な事務処理に努められたい。

## 第5 農業委員会事務局

### 1 主な事務事業

- (1) 公印の管理に関する事。
- (2) 給与その他人事に関する事。
- (3) 規則、訓令等の制定及び改廃に関する事。
- (4) 事務局の庶務に関する事。
- (5) 委員会の会議に関する事。
- (6) 委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に関する事。
- (7) 農地法（昭和27年法律第229号）その他の法令によりその権限に属させられた農地等の利用関係の調整に関する事項並びに特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）によりその権限に属させられた事項に関する事。
- (8) 土地改良法（昭和24年法律第195号）その他の法令によりその権限に属させられた農地等の交換分合及びこれに付随する事項に関する事。
- (9) 農地等の利用の最適化の推進（農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進をいう。）に関する事項に関する事。
- (10) 法人化その他農業経営の合理化に関する事。
- (11) 農業一般に関する調査及び情報の提供に関する事。
- (12) 国有農地の管理に関する事。
- (13) 農地台帳の整備及び公表に関する事。
- (14) 農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予に関する事。
- (15) 諸証明に関する事。
- (16) 農地バンク事業に関する事。
- (17) 農業者年金に関する事。

### 2 職員の配置状況

令和7年3月末現在5人、職員配置状況は次のとおりである。

事務局長 1人                      次長 1人                      係 3人

## 第6 選挙管理委員会事務局

### 1 主な事務事業

産業廃棄物処理委託契約（旧小松まちづくり開発センター分）

- (1) 委員会の招集及び議事に関する事。
- (2) 委員又は補充員との連絡に関する事。
- (3) 直接請求に関する事。
- (4) 法の規定による選挙の管理、執行に関する事。
- (5) 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）の規定による審査の事務に関する事。
- (6) 選挙の諸証明に関する事。
- (7) 選挙の啓発に関する事。
- (8) 明るい選挙の推進に関する事。
- (9) 検察審査会法の規定による検察審査員候補者の選定に関する事。
- (10) 特別法の住民投票に関する事。
- (11) 法の規定による政治活動の規制に関する事。
- (12) 選挙制度の調査研究に関する事。
- (13) その他、委員会の庶務に関する事。

### 2 職員の配置状況

令和7年3月末現在3人、職員配置状況は次のとおりである。

事務局長 1人                      次長 1人                      書記 1人

### 3 指摘事項等の概要

#### (1) 西条市長選挙におけるポスター掲示場設置・撤去・保守管理委託業務

ア 本業務は、第2号文書に該当する契約と考えるが、印紙税額は適正な額となっているか。

イ 第2号文書に該当する場合は、消費税等相当額を除いた額に対する印紙税額となる認識がなく、本来400円のところを1,000円と誤っていた。

ウ 今後、同様の誤りがないように、適正な事務処理に努められたい。